

第1章 研究の概要

1 職業安定法の改正及び職業分類の改訂の経緯

労働省編職業分類¹が最初に作成されたのは1953年であり、その後、1965年、1986年、1999年、2011年とこれまで4回の改訂がなされてきた。1965年の改訂時に、統計上の整合性を保つ観点から、分類体系及び分類項目は、基本的に日本標準職業分類に準拠することとなり、以降、職業安定法に基づき作成する職業分類表²は、日本標準職業分類の体系に準拠して作成されている。

また、1986年改訂の職業分類まで、職業分類表は公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に共通して使用されるべきものとして、国が作成したものであったが、1999年に、中央職業安定審議会から国に対して、以下のとおり、「職業紹介事業等に関する法制度の整備について」と題する建議書が提出され、公共及び民間の職業事業者等に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業分類等の共通化を推進する必要性を法令上明確化することが求められた。

II 公共及び民間の職業紹介事業等に関する共通するルールのあり方

2 労働力需給調整の円滑化のためのルール

(1) 職業分類や労働力需給調整に関する専門用語の共通化等

円滑、的確な労働力需給調整を実現する観点から、労働市場における情報を求人者、求職者等が正確かつ効果的に入手、活用できるようにするため、公共及び民間の職業紹介事業者等に共通して使用されるべき標準職業名を定めるとともに、労働力需給調整に関する専門用語の共通使用を進めることが必要であり、この旨を法令上明確化することが適当である。

出所) 平成11年3月11日付け職審発第25号「職業紹介事業等に関する法制度の整備について(建議)」

これを踏まえ、1999年、職業紹介事業が原則自由化されたことに伴い、官民に共通する労働市場のルールを整備する観点から、職業安定法第15条は、「職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通

¹ 2001年の中央省庁の再編統合前に旧労働省が作成・改訂した職業分類を「労働省編職業分類」と表記する。1999年版までは「労働省編職業分類」、2011年版以降は「厚生労働省編職業分類」となる。

² 厚生労働省編職業分類は、職業分類表と職業名索引の2つの部分によって構成されている。職業分類表は、分類項目を大・中・小・細分類の4段階に区分し、体系的に配列したものであり、職業紹介の業務統計や職業紹介業務に使用されている。他方、職業名索引は、職業分類表の細分類項目に該当する職業名を多様な情報源から収集し、体系的に編集したものであり、職業分類表を補うための実務資料として作成されている。

して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない」と改正され、現在に至っている。

また、この改正を契機として、2000年度、厚生労働省は、官民にわたる円滑な労働力需給調整に資する職業情報の収集・提供のあり方に関する研究を行い、2001年3月「官民職業情報検討委員会報告書（座長：木村周 拓殖大学教授）」として発表している。

この報告書の中で、職業名の意義と方向性に関して、以下のとおりの記載がある。

Ⅲ 職業情報をめぐる今後の方向性

1 今後の職業情報をめぐる視点

(2) 職業情報における職業名の意義と方向性

職業選択が様々な観点からアプローチされるとしても、職業名は、職業相談、職業紹介において、職業選択等の拠り所として、また、多様な職業情報の見出し語の役割を果たすものとして、その重要性は大きい。

各般において行われる職業相談、職業紹介等の連携を確保するという観点や、求職者、求人者等の混乱を回避するという観点、また、統計的に活用して労働市場のマクロの状況を判断する観点からも、職業名には一定の概念の共通性を持たせていく必要がある。

こうしたことから、職業名については、今後、官民共通のものの整理に取り組む必要があるが、その基本は、単に細分類職種について細かく職務や課業を記述していくことを重視するのではなく、他の多様な情報と有機的にリンクさせて活用し、求人・求職者の意志決定を支援し、官民における職業相談、職業紹介をより円滑化する観点を重視する必要がある。すなわち、職業名の意義は、利用者のニーズに合わせた職業情報の柔軟な探索、編集の可能性と関連させて考える必要がある。

出所)「官民職業情報検討委員会報告書」(2001年3月)

職業安定法の改正の経緯を振り返ると、職業安定法第15条の理念である労働力需給調整の円滑化のためには、官民に共通する職業名の使用を進めることが必要であるといえるであろう。職業分類は職業名を分類整理し、体系化したものであり、職業分類についても同様のことがいえる。現行の厚生労働省編職業分類は、統計目的のために作成されている日本標準職業分類に準拠しているが、本来の目的である労働力需給調整を円滑に行うこと、すなわち、「求人・求職者の意志決定を支援し、官民における職業相談、職業紹介をより円滑化する」という理念を徹底するため、マッチング業務に即した独自の新しい職業分類の作成こそが、今、強く望まれよう。

2 本研究の背景と目的

現行の厚生労働省編職業分類（2011年6月改訂）は、改訂から6年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識と職業分類との乖離^{かいり}が生じている分野もみられる。

また、統計上の整合性を保つ観点から日本標準職業分類の体系に準拠して作成されているため、求人・求職のマッチングに最適化されていない可能性があるなどの課題が生じている。

このため、労働政策研究・研修機構では厚生労働省の要請を受け、これまで職業分類の官・民・諸外国間の比較などを通じて、その課題を明らかにしてきた。

2017年度については、厚生労働省編職業分類の次期改訂に向けて、厚生労働省をはじめとして人材サービスの事業者等からなる職業分類改訂委員会を設置し、これまでの研究成果等を踏まえ、マッチングのための職業分類のあり方等の課題について検討を行うこととした。

3 職業分類改訂委員会

(1) 検討事項等

職業分類改訂委員会は、厚生労働省編職業分類の次期改訂のあり方を検討するために設置された。

具体的には、これまでの研究成果等を踏まえ、次の観点から必要な検討を行うこととした。

- ①日本標準職業分類との整合性
- ②厚生労働省編職業分類細分類（標準職業名³）のあり方
- ③求人フリーワード検索の普及への対応
- ④職業分類表、職業名索引のあり方

(2) 構成

委員会には、以下のとおり、職業分類について学識経験を有する者、人材サービスの事業者、行政関係者等が参加した。

（委員（民間等））

座長	今野 浩一郎	学習院大学名誉教授
	宇佐川 邦子	全国求人情報協会常任委員
	金崎 幸子	元労働政策研究・研修機構研究所長

³ 厚生労働省編職業分類の改訂にあたっては、現代の職場において普通に用いられている職業名や労働市場に出現する頻度の高い職業名を中心にして職業名を収集しており、これを普通職業名という。さらに、普通職業名のうち各項目に含まれる職務範囲を代表するような名称を選定して細分類の項目名としており、これを代表職業名という。現行では、この代表職業名が、標準職業名とされている。

岸 健二	日本人材紹介事業協会相談室長
木村 周	元筑波大学教授（心理学系）
杉崎 友則	日本商工会議所産業政策第二部副部長
仲村 榮次	全国民営職業紹介事業協会参与兼主任職業紹介事業アドバイザー
野村 浩和	人材サービス産業協議会事務局長 日本人材派遣協会事務局長
横山 南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

(委員（行政）)

中野 知基	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
藤浪 竜哉	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官
水野 治	厚生労働省東京労働局品川公共職業安定所雇用開発部長
森川 直哉	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官

(オブザーバー)

福岡 由季子	人材サービス産業協議会事務局部長
--------	------------------

(事務局)

上市 貞満	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門統括研究員
西浦 希	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門主任研究員
松本 真作	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門特任研究員
西澤 弘	労働政策研究・研修機構キャリア支援部門アドバイザーリーリサーチャー

(3) 開催状況及び主な議題

委員会は以下のとおり 6 回開催された。第 4 回委員会までは主にヒアリングを実施し、それを踏まえて第 4 回及び第 5 回委員会で全体にわたる討議が行われ、最終の第 6 回において結論がとりまとめられた。

第 1 回 （2017 年 7 月 18 日）

- ①委員会の全体スケジュール（労働政策研究・研修機構）
- ②職業分類の改訂について（厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室）
- ③職業分類の現状と課題（労働政策研究・研修機構）
- ④ハローワークを対象とするアンケート調査票（案）（労働政策研究・研修機構）

第 2 回 （2017 年 8 月 28 日）

- ①厚生労働省編職業分類の課題等（労働政策研究・研修機構）
- ②求人広告事業者における職種分類の利用についてのヒアリング（全国求人情報協会）

③マッチングについてのヒアリング（厚生労働省職業安定局総務課職業情報研究官）

第3回（2017年10月6日）

- ①有料職業紹介事業者における職種分類⁴の利用についてのヒアリングⅠ（日本人材紹介事業協会）
- ②有料職業紹介事業者における職種分類の利用についてのヒアリングⅡ（全国民営職業紹介事業協会）
- ③ハローワークインターネットサービスにおけるフリーワード検索の利用についての調査結果報告（労働政策研究・研修機構）

第4回（2017年11月7日）

- ①労働者派遣事業者における職種分類の利用についてのヒアリング（日本人材派遣協会）
- ②労働者供給事業者における職種分類の利用についてのヒアリング（労働者供給事業関連労働組合協議会）
- ③中間討議Ⅰ

第5回（2017年12月8日）

- ①米国における職業分類の調査報告（労働政策研究・研修機構）
- ②ハローワークを対象とした調査の実施結果報告（労働政策研究・研修機構）
- ③中間討議Ⅱ

第6回（2018年1月19日）

- ①総括討議
- ②報告書に盛り込むべき事項に関する討議

4 本報告の構成

本報告には、職業分類改訂委員会の活動を忠実に再現するために、その主な活動であるヒアリングと討議の要旨を会議議事録から抜き出す形で掲載している。しかし、それらを研究会の開催順に配列するのではなく、第2章には、厚生労働省編職業分類の現状と課題に関する発表を中心に記載し、続く第3章に、民間事業者の職種分類の現状に関するヒアリングの内容を記載した。また、第3章については、実際のヒアリング順と異なり、本報告では、有料職業紹介事業、求人広告事業、労働者派遣事業、労働者供給事業の順に配列している。それぞれの発表後、質疑応答のあったものは発表内容を補足すると考えられるので、その要旨もあわせて載せている。第4章は厚生労働省編職業分類の次期改訂のあり方に係る結論であ

⁴ 一般的に、事業所側が自社の職場における仕事の種類を指すときには「職種」という言葉が使われる。一方、その仕事に従事している人が自分の仕事をいう場合には「職業」という言葉が使用される。したがって、求人事業所の仕事は「職種」であり、民間事業所は「職種分類」という言葉を使用している場合が多いため、本報告でも「職種分類」と表記する。一方、総務省や厚生労働省が作成している仕事の区分を表したものは「職業分類」であり、仕事に従事している人に適用してその仕事の種類を区分するときには用いられる。

る。

本報告に掲載した発表や発言は、議事録から要約したものである。要約にあたって解釈や推測した部分がないとは言えない。したがって、不適切な表現、発言・発表の曲解、あるいは事実誤認の記述などがあるとするれば、その責任は全て本報告の執筆・編集担当者が負うものである。